

社会保険

ふくふ

2017年
2・3月号



福井の建物

福井地方裁判所(福井市春山)

福井地方裁判所は空襲や震災で消失・倒壊しましたが、福井市復興のシンボルとして昭和28年に再建されました。戦後の裁判所庁舎建築のはじまりとされています。

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

これまでの駅シリーズに代わり、今号から建物シリーズが始まりました。

職場内で回覧しましょう

協会けんぽからのお知らせ

「医療費のお知らせ」をお送りしました

協会けんぽ福井支部では、加入者(被保険者および被扶養者)のみなさまに、健康に対する意識を高めていただき、健康保険事業の健全な運営を図るため、平成29年2月に「医療費のお知らせ」をお送りしました。

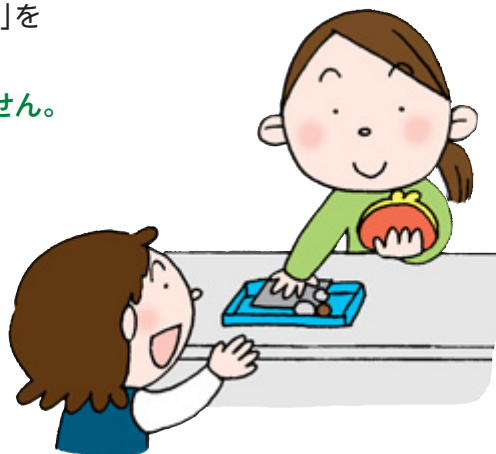
「医療費のお知らせ」を受け取ったことによる手続きは必要ありません。

どこに送られてきますか？

事業主様宛に、世帯ごとの封筒に入った状態でお送りしました。

被保険者様の勤務先の事業主様は、開封せずに、被保険者の方にお渡しください。

※任意継続被保険者の方にはご自宅宛にお送りしました。



いつの情報が記載されていますか？

「医療費のお知らせ」にはおもに平成27年10月診療分から平成28年9月診療分までの内容を記載しています。

※平成27年12月から平成28年11月までの間に協会けんぽ福井支部で受け付けた診療報酬明細書等(レセプト・柔道整復施術療養費等)に基づいて作成しています。

何が記載されていますか？

「医療費のお知らせ」には加入者のみなさまが病気やケガをし、健康保険を使って医療機関等にかかった際に窓口で支払った「加入者の支払い額」や、協会けんぽから医療機関等へ支払った「協会けんぽからの支払い額」等を記載しています。「協会けんぽからの支払い額」はみなさまの保険料からお支払いしています。

「医療費のお知らせ」の見方

		①	②			③	④	⑤	⑥	
診療等を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等		医療費の総額(円)	協会けんぽからの支払い額(円)	国等からの支払い額(円)	加入者の支払い額(円)	整理番号
健康太郎 様	28/07	外来	1	けんぽ総合病院		3,560	2,492		1,068	2809 1000000002
合計						3,560	2,492		1,068	

- ① 医療機関等で診療等を受けた年月です。
- ② 入院・外来・歯入(歯科入院)・歯外(歯科外来)・調剤・接骨(柔道整復師による施術)の区分となります。
- ③ 医療費の総額(④～⑥の合計額)です。
- ④ 協会けんぽが医療機関等に支払った額です。
- ⑤ 国が定める法律に基づき、国等から助成を受けた場合の額です(該当の場合のみ表示)。
- ⑥ 医療機関等の窓口等で支払った額です。
 - ・額は1円単位で表示されていますが、**実際に医療機関等の窓口等で支払った額は、10円未満を四捨五入した額となります。**
 - ・入院の際に、医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示したことにより窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払った額が表示されます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8303
(レセプトグループ)

平成28年12月に再開しました!!

インターネットによる 情報提供サービスをご利用ください

平成27年6月から休止しておりました、インターネットによる「情報提供サービス」を平成28年12月に再開しました。みなさまには、サービス休止中、ご迷惑、ご不便をおかけし申し訳ございませんでした。

こんなサービスが利用できます

加入者のみなさまは

〈医療費照会〉 本人および家族(被扶養者)の医療費を照会することができます。

事業主のみなさまは

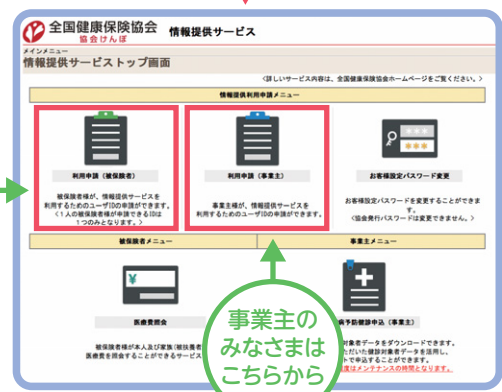
〈生活習慣病予防健診申込〉 生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードできます。そのデータを活用し、インターネットで申込みができます。

ご利用にはユーザーIDとパスワードが必要です

協会けんぽのホームページからユーザーIDの申請ができます。まだ取得していっらない方は、ぜひ申請してご利用ください。

※サービス休止前にユーザーIDを取得された方は、そのID・パスワードをそのままご利用いただけます。

利用申請のしかた



加入者の
みなさまは
こちらから

事業主の
みなさまは
こちらから

お問い合わせ先

 全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8301
(企画総務グループ)

ジェネリック医薬品軽減額通知を お送りします

お薬代の負担軽減につながる「ジェネリック医薬品」の普及推進のため、処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算した「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします。

通知対象者

- 20歳以上の方
- 先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代を一定額以上軽減できる可能性のある方

送付時期

平成29年2月中旬に、対象者のご自宅あてにお送りします(お勤め先は経由しません)。
※同一世帯内に複数の通知対象者がいる場合は、別々の封筒でお送りします。

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りする目的

加入者のみなさまのお薬代の軽減や健康保険財政の改善につながることから、加入者のみなさまにジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせするためにお送りしています。

※必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければいけないものではありません。



ジェネリック医薬品軽減額通知の見方

- 1 処方年月**
この月に処方されたお薬で軽減可能額の試算を行っています。
- 2 お薬代の軽減可能額**
ジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できるお薬代の目安です。
- 3 医療機関または薬局**
処方されたお薬(先発医薬品)の名称を医療機関・薬局ごとに記載しています。
- 4 その他(ジェネリック処方分)**
すでにジェネリック医薬品を服用されている分をまとめて記載しています。
- 5 お薬代**
ジェネリック医薬品に切り替える前のお薬代です。

お問合せ番号: 12345678

ジェネリック医薬品をお使いいただくと
あなたの窓口負担額を減らすことができます

1 平成28年10月に処方されたお薬のうち、
以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

2 お薬代の軽減可能額
1,390円～

診療機関/薬局	お薬名	お薬代 (3割負担)
3 薬局	〇〇〇錠 5.5mg	1,270
	〇〇錠 5.5mg	750
	〇〇錠 0.5mg	650
病院	〇〇錠 5.5mg	750
	4 その他(ジェネリック処方分)	70
合計		5 3,490

ジェネリック医薬品に変更することで軽減できるお薬代
420～
350～
270～
350～

6 1,390～

上記の例の場合は、処方されるお薬をすべてジェネリック医薬品に切り替えると、1,390円以上のお薬代軽減が見込まれます。

ジェネリック医薬品に切り替えたいときは?

病院や診療所での診察時に「ジェネリックを使いたい」と医師に伝えてください。



または

薬局で「ジェネリックを使いたい」と薬剤師に伝えてください。



通知書に関するお問い合わせや今後、通知書の送付を希望しない方は

専用のサポートデスクまでお問い合わせください。

〈電話番号〉0120-239-001(フリーダイヤル) 〈受付時間〉8時30分～17時15分(土日祝日を含む。ただし12/29～1/3は除く)

国民年金の保険料は 前払いがお得です

国民年金前納割引制度のご案内

保険料の納付期限については、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。この納付期限より前に、まとめて前払いすると保険料が割引される制度を「国民年金前納割引制度」といいます。

※国民年金の1ヵ月当たりの保険料は16,260円(平成28年度)です。

口座振替での前納

金融機関の預貯金口座から保険料を納める際にご利用いただける制度です。口座振替は手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

参考：平成28年度の口座振替方法別割引額

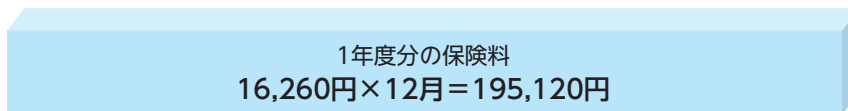
振替方法	1回あたりの納付額	割引額	2年分に換算した割引額
2年前納	377,310円	15,690円	—
1年前納	191,030円	4,090円	8,180円
6ヵ月前納	96,450円	1,110円	4,440円
当月末振替 (早割)	16,210円	50円	1,200円
翌月末振替 (割引はありません)	16,260円	なし	なし



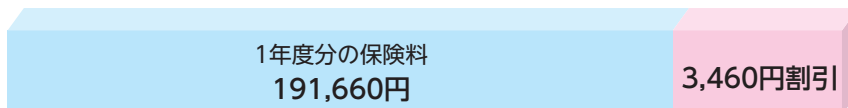
現金払いでの前納

「領収(納付受託)済通知書」を使用し、銀行などの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで現金で納める際にご利用いただける制度です。

前納しない場合(現金で毎月納付)



現金で1年度分を前納する場合



※割引額は年率4%で複利(11ヵ月)計算した額です。年平均では、約1.8%の割引となります。



平成29年4月からは、口座振替に加え、現金・クレジットカード納付についても、「2年前納」が開始される予定です。

●お問い合わせ先：各年金事務所「国民年金課」

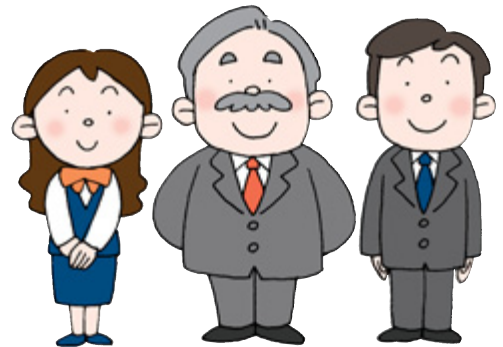
福井0776(23)4516 武生0778(23)1124 敦賀0770(23)9902

事業主の皆様へ

厚生年金・健康保険の 手続きをお忘れなく!

新入社員を採用したときは
「被保険者資格取得届」や
「被扶養者(異動)届」をご提出ください

就職や退職など、3月・4月は異動の多い時期です。従業員を採用したときは、被保険者資格に関する手続きを忘れずに行ってください。また、従業員の家族が被扶養者となる場合など、被扶養者に異動があったときにも、手続きを忘れずをお願いします。



被保険者

従業員はすべて「被保険者」となります

適用事業所に常時使用される人は、その人の意思・国籍・報酬の多少などに関係なく、厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

パート・アルバイト勤務の方についても、勤務時間・勤務日数ともに一般従業員の4分の3以上ある方は被保険者となります。また、勤務時間・勤務日数ともに一般従業員の4分の3未満であっても、一定の条件を満たす方は被保険者となります。

「資格取得届」を必ず提出してください

被保険者の資格は、届出をして保険者の確認を受ける必要がありますので、資格取得日(P.7参照)から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出してください。

提出先は、事業所の住所地を管轄する年金事務所です

郵送で提出される場合は、福井事務センターへ送付をお願いします。

● 必要な添付書類

- ① 被扶養者がいる場合…被扶養者(異動)届
- ② 60歳以上の退職後継続再雇用の場合
(原則として資格喪失届と同時提出)
 - ・退職したことがわかる書類(就業規則の写し等)
 - ・再雇用時の雇用契約書または事業主の証明書等
- ③ 国保組合加入者の場合…適用除外申請書
- ④ 70歳以上の場合…70歳以上被用者該当届



被保険者の資格取得日

被保険者の資格は、事実上の使用関係が始まった日^{*}に取得します。
具体的には次のとおりです。

① 適用事業所に使用されるようになった日

② パートから常用になった日 等

(注) 入社後、一定の試用期間や研修期間が設けられている場合でも、事実上の使用関係が発生しますので、入社の日から被保険者となります。

※「事実上の使用関係が始まった日」とは

報酬が発生する日をさしますが、具体的には、給料の支払い方法によって次のとおり異なります。

(例) 4月1日に採用され、4月10日から勤務した場合

① 1ヵ月分の給料が支払われる場合→資格取得日は4月1日

② 給料が日割計算で支払われる場合→資格取得日は4月10日



●年金事務所からの通知については、被保険者の方へ確実にお知らせください。

日本年金機構のホームページもご覧ください。 <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構



従業員の方(被扶養配偶者含む)が 引っ越しをしたときは 「住所変更届」をご提出ください

日本年金機構では「ねんきん定期便」を皆様のご自宅にお送りしております。

このお知らせは、日本年金機構から年金加入中の皆様へ直接お送りすることになるため、従業員やその被扶養配偶者の方の住所に変更があったときは、すみやかな住所変更届の提出についてご協力をお願いいたします。

※届出済みの住所が不明の場合は、日本年金機構で管理している住所を一覧表または磁気媒体で提供いたしますので、管轄の年金事務所までお問い合わせください。

**健康保険のみ加入の方(70歳以上75歳未満の方)も、
住所に変更があったときは、住所変更届を年金事務所へ提出してください。**

※住所変更届は複写式になっており、配偶者(第3号被保険者)の手続きも併せて行えます。該当する場合は忘れずにご提出ください。

●お問い合わせ先：各年金事務所「厚生年金適用調査課」

福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901(厚生年金適用徴収課)



菜の花としらすの 和風ゆずこしょうパスタ

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

- 菜の花 1/2束
- ミニトマト 4個
- スパゲッティ 160g
- A
 - おろしにんにく 小さじ1/2
 - オリーブオイル 小さじ1
 - しょうゆ 小さじ1
 - ゆずこしょう 小さじ1
- しらす 30g

●作り方

- ① 菜の花は根元を落として半分の長さに切る。ミニトマトは4等分に切る。
- ② 鍋にたっぷりの湯を沸かし、塩(分量外)を加えスパゲッティを茹でる。茹で上がり1分前になったら菜の花を加え、一緒に茹でる。
- ③ ボウルにAを合わせ、湯切りした②を加えよく和える。器に盛り、しらすとミニトマトを散らす。

料理制作/wato (管理栄養士・フードコーディネーター)
スタイリング/UKO



ヘルシーポイント

菜の花に豊富に含まれる食物繊維やカリウムが血糖値を安定させるので、糖尿病の予防に効果が期待できます。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
2月	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	1	2	3	4
3月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
4月	26	27	28	29	30	31	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00(相談時間を延長)
- 9:30~16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

- 勝山市民会館
3月 9日(木) 10:00~15:30
4月13日(木) 10:00~15:30
- 坂井地域交流センター(いねす)
2月16日(木) 10:00~15:30
3月16日(木) 10:00~15:30
- 大野商工会議所
2月23日(木) 10:00~15:30
3月23日(木) 10:00~15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横)
2月23日(木) 10:00~15:00
3月 9日(木) 23日(木) 10:00~15:00
4月13日(木) 10:00~15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月~金曜日9:00~17:15

年金相談の予約を実施しています

予約していただくと...

- ★お客様のご都合にあわせて、スムーズにご相談いただけます!
- ★相談内容に応じたスタッフが、事前に準備のうえ、丁寧に対応いたします!

予約のお申し込みは **福井年金事務所 0776-23-4518** 自動音声ガイドに従って②を押してください
武生年金事務所 0778-23-1126 自動音声ガイドに従って②を押してください
敦賀年金事務所 0770-23-9905

※予約は相談希望日の前日まで受け付けています。
 ※予約の際は基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

年金相談の予約は「ねんきんダイヤル」でもお受けしています。0570-05-1165

ぜひご利用ください